

増税分は何に使うの？

消費税
(国・地方)
5%

+

**さらに
5%増**

2.7兆円程度
(消費税約1%分)

*充実策と効率化策をあわせた金額

★子育て関連：0.7兆円程度
保育の供給量増加、待機児童解消、幼保一体化など

★医療・介護など：1.6兆円程度
入院治療、在宅医療・介護の充実、低所得者対策など

★年金関連：0.6兆円程度
低所得者・障害基礎年金への加算、受給資格期間の短縮など

機能強化

- ★制度改革に伴う増加分：1%相当
- 高齢化に伴う増加分：1%相当
- 年金2分の1(安定財源)：1%相当
- 機能維持：1%
- 消費税引き上げに伴う社会保障支出などの増加分：1%相当

財政健全化

制度改革の内訳は？

出所：政府広報(内閣官房)



10%、そしてその先も… 消費税は何で増税するの？

今回は、私たちの生活に直結する、消費税の増税に焦点をあてて、気になるその中身や、今後のスケジュールなどについて解説したいと思います。

**2年後に8%、
3年後に10%**

2012年2月17日、「社会保障・税一体改革大綱について」の閣議決定が行われました。これは、社会保障(年金・介護・医療など)に必要な財源を維持するための改革内容を具体化したものであり、その財源は消費税増税や相続税増税などが挙げられています。

一体改革大綱によれば、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成への第1歩として、現行の消費税率5%(国4%+地方1%)を、2014年4月1日から8%(国6%+地方1.7%)へ、2015年10月1日から10%(国7.8%+地方2.2%)へ段階的に引き上げる予定となっています。つまり、2年後には消費税がアップ



している可能性が高いわけです。

低所得者対策のゆくえは？

この増税分については、社会保障に使い道を絞った目的税化される予定であり、年金・医療・介護の社会保障給付及び少子化対策費用に充てられることになりそうです。今後の人口減少や、社会保障給付がさらに増大する見込みであることを考慮すると、やむを得ない措置といえます。

消費税率の引き上げは、当然のことながら家計には痛手となります。現行の税率が、数年後には倍になるわけですから、考えてみれば当たり前のことです。しかも一般的に、所得の少ない家庭ほど、食料品など消費支出の所得に占める割合が高いため、消費税の負担率が高くなってしまうのです。

こうした問題を解決するため、低所得者に対して税負担の軽減を目的に給付を行う「給付付き税額控除」なども検討されています。

低所得者の負担が重くならないよう配慮されていくことになると思われませんが、まだ確定ではありませんので、今後の政治動向を注意深く見守る必要があります。

気になる「その次」

その他、消費税率がアップした時に大きな影響が出てくることとして、「住宅の取得」があります。土地の購入には消費税は課せられていませんが、新築の建物の購入には消費税が課せられます。

一般に住宅の購入は、人生の中で最も大きな買い物のひとつと言われていますので、消費税が増税となることで、当然、その購入金額が大きくアップすることになります。

100円の品物に10%の消費税がかかったとしても110円ですが、2千万円の建物に10%の消費税がかかれば、2200万円となり、現行の2100万円と比べても1000万円もアップすることになります。こうした状況を考えると、消費税率の引き上げにより、モノによ

ては消費が大きく落ち込んでしまう可能性がでてくるでしょう。したがって、取引価額が高額である住宅取得については、今後、負担を緩和する措置が採られる模様です。

今回の消費税率の引き上げは「社会保障の財源」という目的化が図られている点はお話した通りです。しかし、国債発行により毎年の歳出を補っている点を考えると、その数年後にどうしても「再度、消費税の引き上げが行われるのでは？」という不安が頭をよぎります。長期的に見た場合、再度引き上げの議論が行われる可能性があることも視野に入れておいた方がよいといえるでしょう。

伊藤 亮太
(いとう・りょうた)
スクイヤー・アドバイザー
CFP®、DCアドバイザー
証券外務員資格など

証券会社勤務後、2007年11月に独立系FP会社スクイヤー・ジャパンを設立。ライフプランニングの提案、保険の見直し、証券取引所などでの資産運用に関する講演など多方面で活躍。東洋大学経営学部非常勤講師

FP伊藤亮太のサイト <http://www.ryota-itp.com>
スクイヤー・ジャパン <http://www.skirr-jp.com>